

インターンシップの受入実施について

(1) 対象者

短大、大学、大学院（以下、「大学等」という。）の学生

(2) 実施時期・期間

平成 25 年 3 月以降で FAR-Net が受入可能な期間

(3) 受入場所

〒963-1243 福島県福島市松川町水原字峰路 8-13

ミネロファーム

電話：024-529-6935

(4) 実施時間

原則として午前 6 時 00 分から午後 7 時 30 分までの 4 勤 2 休シフトとする

(5) 応募締切

実施希望月日の 1 ヶ月前までを原則とする。

(6) 応募方法

インターンシップを希望する学生は、その旨を所属大学等の担当者に事前に連絡し、調書（様式 1）を記入の上、下記応募先まで提出して下さい。

(7) 受入学生の決定

①受入学生の人数は 1 回に 2 名程度とし、希望者が多い場合は期間の調整をお願いする場合があります。

②調書に基づき受入学生の選考を行い、都度受入の可否を応募した学生に連絡すると共に、受入を決定した学生が所属する大学等にも連絡します。

③受入が決定した学生は、所属する大学等にその旨を連絡して下さい。

(8) 受入の手続き

受入が決定した学生の所属する大学等の担当者の方は、大学推薦申込書（様式 2）を記入の上、推薦申込書を大学等毎にまとめて下記応募先まで提出願います。

大学等からの推薦に基づき、FAR-Net と大学等の間で覚書（様式 3）の締結を行います。また、受入学生が記入する誓約書（様式 4）も同時に提出願います。

(9) 所要経費

本インターンシップの必要経費（交通費、滞在費、食事代、保険料等）については、原則として各自で負担することとします。

但し、牧場内の宿泊施設の使用については無料とし、食費の一部を FAR-Net が負担す

ることが出来る。

なお、受入に際しては、災害傷害保険、賠償責任保険の両方に加入していることを条件とします。

(10) その他

インターンシップ終了後、報告書の提出をして貰います。

(11) 応募・問い合わせ先

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字古屋敷 67

NPO 法人 福島農業復興ネットワーク 事務局：増子

電話：024-93-6566 / FAX：024-983-7756

e-mail：info@far-net.or.jp

(様式3)

ミネロパイロットファーム体験実習に関する覚書

NPO法人福島農業復興ネットワーク（以下「FAR-Net」という。）と〇〇大学（以下「大学」という。）は、別記「ミネロパイロットファーム体験実習生名簿」に記載されている大学の所属学生（以下「学生」という。）がミネロパイロットファームにおいて体験学習（以下「体験実習」という。）を行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 体験実習実施に係る基本的役割等

FAR-Netは、別記のとおり学生を体験実習として受入、指導員を置き学生に対し必要な指導・助言を行う。大学は学生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。

第2 体験実習時間、手当等の支給及び事故への対応等

- (1) 体験実習時間は、午前6時00分から午後7時30分まで（以下「定時」という。）とする。このうち午後0時から午後1時までを休憩時間とする。なお、定時以外にも若干の体験実習を行うことがある。
- (2) FAR-Netは、体験実習中、学生に対し、通勤費（自宅及び滞在先より）、手当（日当）、食費及び旅費（滞在先までの往復旅費）を支給しない。
- (3) 大学は学生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険に加入させ、体験実習中における関係他者（FAR-Net、人物、財物等）に対する損害、損傷等により被る法律上の損害賠償を補償する。

第3 体験実習中における遵守事項等

- (1) 学生は、体験実習に関してFAR-Netの指示に従い、体験実習期間中は実習に専念し、FAR-Netの信用を傷付け、又は職員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (2) 体験実習の欠務は、正当な事由による場合以外は認めない。やむを得ず欠務する場合は、事前にFAR-Netに申し出てその指示に従うこととする。正当な事由による場合であっても2日以上欠務した場合、FAR-Netは、体験実習を打ち切ることができることとする。
- (3) 学生は、ミネロパイロットファームにおける体験実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従わなければならない。体験実習終了後においても、同様とする。
- (4) 学生は、体験実習期間終了後2週間以内に、体験実習内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、指導員を経由してFAR-Net理事長に提出しなければならない。
- (5) 学生は、体験実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前にFAR-Net理事長の承

認を受けなければならない。

- (6) FAR-Netは、学生がこの覚書に従わない場合、その他体験実習を継続しがたい事由が生じた場合は体験実習を打ち切ることができる。FAR-Netは、体験実習を打ち切った場合は、速やかに大学にその旨を通知する。

第4 誓約書の提出

学生は、体験実習に先立ち、FAR-Netに対して誓約書を提出する。

第5 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、FAR-Netと大学が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、FAR-Net及び大学が記名捺印の上それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

住 所 福島県郡山市大槻町字古屋敷67
法人名 NPO法人福島農業復興ネットワーク
理 事 長 角 田 義 勝

大学住所
大 学 名

⑨

(様式4)

誓 約 書

NPO法人 福島農業復興ネットワーク
理事長 角 田 義 勝 殿

NPO法人福島農業復興ネットワーク（以下「FAR-Net」という。）においてミネロパイロットファーム体験実習を受けるに当たり、ミネロパイロットファーム体験実習に関する覚書を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

1. 体験実習期間中は専ら所定の体験実習に従事し、体験実習目的の達成に努めること。
2. 体験実習期間中はFAR-Net職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について指導員の指導・監督等に従うこと。
3. 体験実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
4. ミネロパイロットファームにおける体験実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
5. 体験実習終了後2週間以内に、体験実習内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、指導員を経由してFAR-Net理事長に提出すること。
6. 体験実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前にFAR-Net理事長の承認を受けること。
7. 病気等のため予定されていた体験実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。

平成 年 月 日

大 学 名
所 属
学 籍 番 号
氏 名

印